

○茨城県警察署の名称，位置及び管轄区域に関する条例

昭和29年7月1日

条例第34号

〔沿革〕 昭和29年11月条例第61号、30年2月第2号、10月第18号、第34号、33年7月第29号、45年9月第56号、55年3月第36号、61年7月第42号、62年11月第40号、63年1月第6号、平成6年9月第47号、7年6月第40号、16年9月第39号、12月第52号、第60号、17年6月第44号、26年11月第60号、28年12月第56号、令和元年10月第22号改正

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条第4項の規定に基き、茨城県警察署（以下「警察署」という。）の名称，位置及び管轄区域に関し規定することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 警察署の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（管轄区域）

第3条 警察署の管轄区域については、公安委員会規則で別に定める。

附 則

この条例は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則 （昭和29年11月条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。但し、第1条，第2条及び第4条の改正規定中，町を市とする改正について，当該町を当該市とする処分の効力が確定した日から適用し，茨城県大洗警察署に関する規定については，昭和29年11月3日から施行する。

附 則 （昭和30年2月1日条例第2号）

この条例は，公布の日から施行する。ただし，茨城県日立警察署及び茨城県多賀警察署の項に係る改正規定は，昭和30年2月15日から施行する。

附 則 （昭和30年10月26日条例第34号）

この条例は，昭和30年11月1日から施行する。

附 則 （昭和33年7月29日条例第29号）

この条例は，昭和33年8月1日から施行する。

付 則 (昭和45年9月30日条例第56号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則 (昭和55年3月31日条例第36号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 (昭和61年7月14日条例第42号)

この条例は、昭和61年8月25日から施行する。

付 則 (昭和62年11月26日条例第40号)

この条例は、昭和62年11月30日から施行する。

付 則 (昭和63年1月28日条例第6号)

この条例は、昭和63年1月31日から施行する。

付 則 (平成6年9月29日条例第47号)

この条例は、勝田市と那珂湊市を廃し、その区域をもってひたちなか市を置くこととする地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による処分が効力を生じた日から施行する。

付 則 (平成7年6月22日条例第40号)

この条例は、鹿島郡大野村を編入後、その名称を鹿島町から鹿嶋町に変更する同郡鹿島町を鹿嶋市とする地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による処分が効力を生じた日から施行する。

付 則 (平成16年9月30日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 平成16年10月16日

(2)・(3) [略]

付 則 (平成16年12月21日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の改正規定（「那珂郡那珂町」を「那珂市」に改める部分に限る。）〔中略〕 平成17年1月21日

(2) [略]

(3) 前2号、次号及び第5号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月22日

(4) 第1条中茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の改正規定（「茨

城県下館警察署」を「茨城県筑西警察署」に、「下館市」を「筑西市」に改める部分に限る。）〔中略〕平成17年3月28日

(5) 〔略〕

付 則 (平成16年12月21日条例第60号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

〔平成17年1月公安委員会規則第3号により、平成17年4月1日から施行〕

付 則 (平成17年6月27日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔略〕

(2) 第1条中茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の改正規定（「茨城県麻生警察署」を「茨城県行方警察署」に、「行方郡麻生町」を「行方市」に改める部分に限る。）〔中略〕平成17年9月2日

(3) 〔略〕

(4) 前3号及び次号から第10号までに掲げる規定以外の規定〔「茨城県真壁警察署」を「茨城県桜川警察署」に、「真壁郡真壁町」を「桜川市」に改める部分に限る。〕平成17年10月1日

(5) 第1条中茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の改正規定（「鹿島郡銚田町」を「銚田市」に改める部分に限る。）〔中略〕平成17年10月11日

(6) 第1条中茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の改正規定（「茨城県水海道警察署」を「茨城県常総警察署」に、「水海道市」を「常総市」に改める部分に限る。）〔中略〕平成18年1月1日

(7)～(10) 〔略〕

付 則 (平成26年11月19日条例第60号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

〔平成27年2月公安委員会規則第1号により、平成27年4月1日から施行〕

付 則 (平成28年12月28日条例第56号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年10月1日条例第22号)

この条例は、令和2年3月2日から施行する。

別表

名称	位置
茨城県水戸警察署	水戸市
茨城県笠間警察署	笠間市
茨城県ひたちなか警察署	ひたちなか市
茨城県那珂警察署	那珂市
茨城県大宮警察署	常陸大宮市
茨城県太田警察署	常陸太田市
茨城県大子警察署	久慈郡大子町
茨城県日立警察署	日立市
茨城県高萩警察署	高萩市
茨城県鉾田警察署	鉾田市
茨城県鹿嶋警察署	鹿嶋市
茨城県神栖警察署	神栖市
茨城県行方警察署	行方市
茨城県竜ヶ崎警察署	竜ヶ崎市
茨城県牛久警察署	牛久市
茨城県稲敷警察署	稲敷市
茨城県土浦警察署	土浦市
茨城県石岡警察署	石岡市
茨城県つくば警察署	つくば市
茨城県筑西警察署	筑西市
茨城県下妻警察署	下妻市
茨城県桜川警察署	桜川市
茨城県結城警察署	結城市
茨城県常総警察署	常総市
茨城県古河警察署	古河市
茨城県境警察署	猿島郡境町
茨城県取手警察署	取手市

〔本条例は、公布のとき縦書きであつたが、執務の便を図るため、左横書きにして登載した。〕